

宮城県で水産加工業等を営む申立会社について、平成26年7月分から平成29年6月分までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例（原発事故による影響割合は、当初の3割から1割まで漸減）。

1525

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人株式会社X（以下「申立人」という。）および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人とは、下記第1項の損害項目（下記第2項の期間に限る。）に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) 営業損害	96,093,406 円
(2) 弁護士費用	2,882,802 円
(3) 計	98,976,208 円

2 損害期間

前項（1）の損害について、

自 平成26年7月1日 至 平成29年6月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金98,976,208円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年3月27日

（仲介委員 水野賢一）